

証券コード 353A

2025年8月13日

株 主 各 位

(電子提供措置の開始日2025年8月6日)

東京都品川区南大井六丁目16番16号 鈴木ビル大森3階

エレベーターコミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 薄 田 章 博

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトにて「第20期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.evcom.co.jp/ir/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、札幌証券取引所（札幌証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

札幌証券取引所ウェブサイト

<https://www.sse.or.jp/listing/list>



(上記の札幌証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「上場会社一覧」より当社を選択いただき、「提出書類一覧」にある「株主総会招集通知等」欄よりご確認ください。)

なお、本株主総会は決議事項がございませんので、議決権行使書用紙に代えて出席票を本招集ご通知とあわせてお送りいたします。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月28日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 北海道札幌市南区定山溪温泉東3丁目
定山溪万世閣ホテルミリオーネ 2階 原生林の間
3. 目的事項
報告事項 第20期(2024年6月1日から2025年5月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、エネルギー価格の高止まりや人手不足といった構造的課題を抱えつつも、緩やかな回復基調を示しました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢等の地政学的リスクの懸念、世界的な物価上昇、金融・資本市場の変動等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するエレベーター等の昇降機メンテナンス業界においては、マンションストック戸数の増加やオフィスビルの新規開発の進展を背景に、設置台数は引き続き緩やかに増加しており、中長期的な保守・メンテナンス需要の拡大が見込まれます。一方で、企業や不動産オーナーの間では、収益性確保を重視したコスト管理意識が強まり、保守契約の見直しやサービス内容の最適化といったニーズが高まっております。また、設備の経年劣化に起因するリニューアル需要の拡大に加え、安全性や快適性の向上、故障予防や省エネルギー化への関心の高まりも、設備投資を後押しする要因となっております。

このような市場環境のもと、当社においては、顧客の経費削減ニーズに配慮しながら、エレベーター等の安全運行、故障対応及び災害時の早期復旧に 대응べく、既存拠点に加え、2024年9月に石垣支店（沖縄県）、同年12月に小樽支店（北海道）を新設し、営業・保守対応エリアの拡充を図りました。これらにより、既存の近隣支店との連携による相乗効果も生まれ、故障対応及び復旧対応のさらなる迅速化を実現しております。また、人財の確保と育成による技術力の向上に取り組むとともに、価格競争力と信頼性を兼ね備えた保守サービスの提供に努め、包括契約型点検プランの推進、老朽化設備に対するリニューアル提案等、営業体制の強化整備を行い、安定した収益基盤の確保と着実な成長につなげてまいりました。

当事業年度における受注業務形態別の売上高としては、保守業務については、保守管理契約台数が順調に推移し、売上高は1,783,532千円（前年同期比4.4%増）となりました。また、保全・リニューアル業務については、部品供給停止設備物件に対する提案強化、施工管理体制の見直しに加え、改修需要の高まりも追い風となり、売上高は2,264,585千円（同42.9%増）となりました。

当社は「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントではありますが、参考まで、受注業務形態別（保守業務、保全・リニューアル業務、その他）に示すと、以下のとおりであります。

(単位：千円)

受注業務形態	2024年5月期		2025年5月期		
	売上高	構成比	売上高	構成比	前年同期比
保守業務	1,706,890	51.9%	1,783,532	44.1%	4.4%
保全・リニューアル業務	1,583,910	48.1%	2,264,585	55.9%	42.9%
その他	443	0.0%	358	0.0%	△19.0%
合計	3,291,243	100.0%	4,048,476	100.0%	23.0%

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は4,048,476千円（前年同期比23.0%増）、営業利益は264,702千円（同88.8%増）、経常利益は262,815千円（同91.1%増）、当期純利益は147,485千円（同98.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は55,310千円であり、その主なものは、エレベーター関連設備として遠隔監視装置31,870千円、3D測定器11,550千円及び自社基幹システムAssistの改修費用8,940千円であります。なお、当事業年度において、重要な設備の売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、今後の事業運営及び運転資金の確保を目的として、2024年6月28日付にて、金融機関より150,000千円の借入を実行いたしました。また、2025年4月25日に札幌証券取引所アンビシャスに新規上場いたしました。上場にあたり公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額102,442千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻くエレベーター等の昇降機メンテナンス業界におきましては、既存の昇降機の改修需要の拡大、ビル所有者及びビル管理会社のコスト削減要求の増加等により、収益機会が増加しております。また、一方で、昇降機の安全稼働への社会的要請、震災時の一層の素早い対応要請の高まり、高品質かつスピーディーなサービスの提供が求められております。

このような事業環境の下、当社が認識する対処すべき主な課題は以下のとおりであり、これらの対応に尽力することが当社の社会的使命であると認識しております。

① 人財の確保・育成等

当社の事業の競争力の根幹は、高品質なメンテナンスサービスを提供できる人財であり、それを実現できる人財の確保及び育成は、極めて重要な課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するために、定期的な技術研修や積極的な人財採用活動を継続するとともに、首都圏等の特に採用が困難な事業拠点においては外部委託先も活用する所存であります。

② 営業の強化

当社は、現在、全国47拠点に展開しておりますが、事業基盤をより強固にするためには、各拠点の営業人員の営業力、また、高品質かつスピーディーな対応力を向上させ、保守契約台数の増加を図ることが重要な課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するために、営業人員一人ひとりの営業力や対応力を高めるとともに、各地域で顧客に寄り添った営業スタイルを推進することで、各地でのシェアを高めていく所存であります。

③ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の充実

当社が継続的かつ中長期に企業成長を継続し、企業価値の増大を企図するためには、経営や業務の質の向上を図る必要があり、その根幹となるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の充実が重要な課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するために、取締役会における意思決定の充実、社外役員による経営のモニタリングの向上、内部監査の網羅性の向上等に取り組むことで、コーポレート・ガバナンスの充実に努める所存であります。また、組織の機能性の向上、適材適所の人員配置、DX推進を含めた業務フローの最適化等に取り組むことで、内部管理体制の充実に努める所存であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第17期	第18期	第19期	第20期 (当事業年度)
	自 2021年6月1日 至 2022年5月31日	自 2022年6月1日 至 2023年5月31日	自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	自 2024年6月1日 至 2025年5月31日
売 上 高 (千円)	2,556,066	2,787,233	3,291,243	4,048,476
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△13,390	75,658	137,504	262,815
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△24,464	26,022	74,339	147,485
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	△25.75	27.39	78.25	154.33
総 資 産 (千円)	1,379,916	1,239,237	1,317,032	1,680,097
純 資 産 (千円)	2,970	28,993	103,332	353,259
1株当たり純資産 (円)	1.64	29.03	107.29	346.49

(注) 当社は、2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そのため第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

事業区分	事業内容
昇降機メンテナンス事業	エレベーター等の保守・管理、保全工事及び改修・リニューアル工事等

(8) 主要な事業所 (2025年5月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都品川区南大井六丁目16番16号 鈴木ビル大森3階
甲府支店	山梨県甲府市
相模原支店	神奈川県相模原市
青森支店	青森県青森市
その他支店及び出張所	北海道、東北、関東、甲信北陸、中部、関西、中国四国、九州 計44支店及び出張所

(注) 上記の主要な事業所は、開設順で記載をしております。

(9) 従業員の状況 (2025年5月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
216名	13名増	42.2歳	5年1ヶ月

(注) 上記の従業員数には、パートタイマー等の臨時雇用者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2025年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社阿波銀行	169,654千円
株式会社武蔵野銀行	139,990千円
株式会社りそな銀行	153,461千円

2. 会社の株式に関する事項（2025年5月31日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 3,790,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 1,015,440株 |
| (3) 株主数 | 499名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
そらしづ株式会社	500,000株	49.2%
薄田 章博	153,000株	15.0%
村石 誠司	48,400株	4.7%
こたろう株式会社	34,000株	3.3%
六日市 拓也	20,000株	1.9%
渡邊 和則	10,000株	0.9%
藤井 周	8,800株	0.8%
末岡 由紀	8,000株	0.7%
エレベーターコミュニケーションズ従業員持株会	8,000株	0.7%
株式会社グットコムアセット	7,200株	0.7%

（注）当社は、自己株式を保有していません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称		第1回新株予約権
発 行 決 議 日		2018年8月30日
新 株 予 約 権 の 数		600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき 20株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 13,880円 (1株当たり 694円)
権 利 行 使 期 間		2020年8月31日から2028年8月31日
行 使 の 条 件		(注) 1
役員の保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 4名
	社 外 取 締 役	—
	監 査 役	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合であって、かつ権利行使を認める旨の取締役会決議がある場合にはこの限りではない。なお、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位を失った場合には、当該新株予約権者の新株予約権の全部又は一部について、確定的に権利行使ができない旨の決議を行うことができ、その場合には、会社法第287条の「新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったとき」に該当するものとする。

2. 2025年1月10日付で行った普通株式1株を20株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

名 称		第2回新株予約権
発 行 決 議 日		2018年8月30日
新 株 予 約 権 の 数		5,920個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 118,400株 (新株予約権1個につき 20株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個につき220円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 13,880円 (1株当たり 694円)
権 利 行 使 期 間		2018年10月1日から2028年9月28日
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2100個 目的となる株式数 42,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	—
	監 査 役	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。但し、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職する等、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとし、この場合には、会社法第287条の新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったときに該当するものとする。
 - ③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、本新株予約権の内容の規定及び新株予約権の割当てを受けた者が本新株予約権に関して会社と締結した契約に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。
 - ④ 上記①及び②のいずれかを満たさない場合で、取締役会において確定的に権利行使を認めない旨の決議がなされた場合には、会社法第287条の「新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったとき」に該当するものとする。
2. 2025年1月10日付で行った普通株式1株を20株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年5月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
薄田章博	代表取締役社長	
村石誠司	取締役副社長	管理本部管掌取締役 兼 管理本部長
岡部眞	専務取締役	技術本部管掌取締役 兼 技術本部長
六日市拓也	取締役	工事部 部長
豊田稔	取締役	品質管理部 部長
岩倉慶太	取締役	営業本部管掌取締役 兼 営業本部長
渡邊和則	取締役	株式会社アドップ 代表取締役
松波竜太	取締役	さいたま新都心税理士法人 代表社員
吉岡雅博	常勤監査役	
上田健一	監査役	上田健一税理士事務所 所長 株式会社ケー・ビー・エス 代表取締役
小泉始	監査役	いずみ法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役渡邊和則氏及び松波竜太氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉岡雅博氏、上田健一氏及び小泉始氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役渡邊和則氏及び松波竜太氏、監査役吉岡雅博氏、上田健一氏及び小泉始氏を証券会員制法人札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役松波竜太氏及び監査役上田健一氏は、財務及び会計に関して、相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは社外取締役及び社外監査役が職務を執行するにあたり、善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であります。保険料は全額当社負担とし、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等を、当該保険により填補することとしております。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないよう、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害の場合は、填補の対象外とする等、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の算定方法の決定に関する方針を機関決定しておりませんが、取締役及び監査役の報酬等の額の決定をするにあたり、透明性、公平性及び責任を確保できる報酬体系にあると考えております。そのため、任意の報酬委員会を設置し、ステークホルダーの利益を考慮し、報酬制度が市場の標準に適合していることを確認いたします。また、決定方法については、市場水準、経営内容及び従業員給与とのバランスを考慮しております。

2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された総額限度内において、各取締役の職務・職責・成果等の評価、類似企業の役員報酬水準、当社の経営状況を総合的に勘案し、各取締役との面談及びヒアリング、報酬委員会の開催（2024年8月に決定した取締役報酬に関しては、2回開催）及び適宜の意見交換を経て、報酬委員会が原案を作成の上、取締役会において起案し、算定根拠の妥当性について質疑応答及びディスカッションの結果、最終決定しております。監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その職責を基準に監査役会にて協議を行い、決定しております。

3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (千円)	業績連動報酬等 (千円)	非金銭報酬等 (千円)	
取締役 (社外取締役 を除く。)	75,930	75,930	—	—	6
社外取締役	3,120	3,120	—	—	2
計	79,050	79,050	—	—	8
監査役 (社外監査役 を除く。)	—	—	—	—	—
社外監査役	11,160	11,160	—	—	3
計	11,160	11,160	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年8月30日開催の第13期定時株主総会において、年額金2億円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年8月30日開催の第13期定時株主総会において、年額金3千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(5) 社外役員に関する事項

1) 取締役 渡邊 和則

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役渡邊和則氏は、株式会社アドップ代表取締役等、多くの会社及び団体において、取締役社長及び取締役等を務めております。
当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会への出席状況（Web参加も含む）

19回開催うち19回出席

② 発言状況

企業経営者としての豊富な経験、広告やマーケティング等の専門的な知識に基づき、社外取締役として中立的かつ客観的な立場から、重要な意思決定に参加するとともに、具体的な広告等に関する提言を行っております。

2) 取締役 松波 竜太

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役松波竜太氏は、さいたま新都心税理士法人代表社員であります。
当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会への出席状況（Web参加も含む）

19回開催うち19回出席

② 発言状況

税理士という税務会計の専門家としての知識や経験に基づき、社外取締役として中立的かつ客観的な立場から、重要な意思決定に参加するとともに、税務や会計に関する助言を行っています。

3) 監査役（常勤） 吉岡 雅博

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役吉岡雅博氏は、当社の常勤監査役であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会への出席状況（Web参加も含む）及び発言状況

19回開催うち19回出席

大手銀行やFAS業務に従事されてきた専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、取締役会の運営及び議案内容について、監査上の必要な質疑及び意見を述べております。

② 監査役会への出席状況及び発言状況

16回開催うち16回出席

大手銀行やFAS業務に従事されてきた専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っています。

4) 監査役 上田 健一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役上田健一氏は、上田健一税理士事務所 所長、株式会社ケー・ビー・エス 代表取締役であります。

当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会への出席状況（Web参加も含む）及び発言状況

19回開催うち18回出席

税理士としての専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、取締役会の運営及び議案内容について、監査上の必要な質疑及び意見を述べております。

② 監査役会への出席状況及び発言状況

16回開催うち16回出席

税理士としての専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。

5) 監査役 小泉 始

ア. 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役小泉始氏は、いずみ法律事務所代表弁護士であります。

当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会への出席状況（Web参加も含む）及び発言状況

19回開催うち19回出席

弁護士としての専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、取締役会の運営及び議案内容について、監査上の必要な質疑及び意見を述べております。

② 監査役会への出席状況及び発言状況

16回開催うち16回出席

弁護士としての専門的な知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立的かつ客観的な立場から、監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清友監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて、報酬見積の算出根拠・策定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、清友監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会の決議により、以下の「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(コーポレート・ガバナンス)

- ・取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、コーポレートガバナンス・ガイドライン及び取締役会規程等に従い、経営の基本方針並びに業務執行に関する重要事項を決定し、組織・体制を整備するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ・取締役会は、社外取締役を複数選定し、相互牽制機能の向上を図る。
- ・監査役会は、「監査役監査基準」、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(コンプライアンス)

- ・取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンスの基本原則」を策定する。
- ・取締役会は、誠実かつ公正な企業活動、反社会的勢力との関係遮断等を徹底する。
- ・法令違反行為、不正行為等を発見した場合は、予め設置された窓口に報告する体制を整備する。
- ・被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、年度ごとに「内部監査の監査方針」を策定し、これに基づき法令、業務における諸規程等の遵守態勢、リスクに対する監査を行い、その結果を、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役は、法令、取締役会規程及び文書管理規程等により、株主総会議事録及び取締役会議事録の職務執行に係る文書を適切に保存及び管理を行い、常時閲覧できる体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、管理方法を社内規程等で定め、コンプライアンス体制の維持・強化を図る。
- ・経理規程、与信管理規程、危機管理規程等の諸規程の見直しを恒常的に行い、必要に応じた新規、改定の整備を行う。

④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(取締役会)

- ・取締役会は、当社の目指す姿と業績目標を明確にし、経営計画を策定する。

(本部制)

- ・業務執行の効率性を高めるために取締役が管掌役員となり、職務領域別に本部制を採用する。また、各部門長を置き、法令、定款及び社内規程等に従い、担当領域の職務を行う。
- ・経営企画部門及び管理部門は、経営計画及び損益における進捗管理を構築し、適宜改善を図る。

(職務権限・責任の明確化)

- ・適正かつ効率的な職務を執行するため、社内規程の整備、各役職者の権限と責任を明確化する。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成に係る社内規程を整備し、財務情報の適正かつ適時な開示体制の強化に努める。
- ・財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況について改善を図る。
- ・取締役会は、財務報告に関する基本方針を定め、財務報告の適正性を確保し、財務状態及び経営成績について、真実かつ明瞭な報告を行うための体制を整備する。

⑥ 監査役会への報告に関する体制

- ・監査役は、経営上の重要な会議へ出席し、また、重要な意思決定にかかる文書を閲覧することができる。
- ・取締役は、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性がある事項については、直ちに監査役会に報告する。
- ・使用人は、当社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等について、直接、監査役会に報告することができる。
- ・監査役会に報告・相談を行ったことに対する不利益な取り扱い禁止の規程を整備し、役職員に周知徹底する。

- ⑦ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役社長は、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
 - ・内部監査部門は、監査に協力すること等により、監査役会との連携を強化する。
 - ・役職員は、監査役会の求めに応じて、随時業務執行に関する事項の説明を行うとともに、必要な監査協力を行う。
 - ・監査役会は、監査を行ううえで必要な場合、弁護士等の専門家を活用することができ、その費用も含め監査役の職務執行上必要な費用は会社が負担する。

⑧ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われるための体制
当社は、毎月定例開催する定時取締役会において、重要事項又は法令及び定款で定められた事項に関する協議及び意思決定を行うほか、月次財務状況、業務執行取締役の職務執行状況等の報告も行うことで、取締役の職務執行の適法性を確保しております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、月1回の定時取締役会とは別に、機動的に臨時取締役会も開催できるようにしております。
- ・コンプライアンス及びリスク管理体制
当社は、コンプライアンス及びリスク管理の体制整備を通じ、「コンプライアンス基本原則」、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を制定しております。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」に基づき、年6回程度の頻度でコンプライアンス・リスク管理委員会を定例開催するほか、緊急を要する場合は機動的に臨時開催し、コンプライアンスを含む経営及び事業上のリスクの抽出・分析とそれに基づく対応策の検討を行うほか、重要なクレーム及びトラブル報告、コンプライアンスの状況報告等を行うこととしております。
さらに、内部監査や監査役監査において、経営上のリスクの観点から、業務の適正性及び適法性の確保について、監査を実施しております。
- ・監査役の監査が実効的に行われるための体制
監査役は、監査役会を通じて、それぞれの専門的な見地から意見交換を行っており、監査役監査に活かしております。また、監査役監査、会計監査人監査、内部監査それぞれの監査の充実を図ることを目的として、常勤監査役が中心となり、これら三様監査の情報交換に関するミーティングを年2回程度の頻度で開催し、監査の有効性の向上に努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、株式会社の支配に関する基本方針について特段の定めを設けておりません。しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動の状況を常に注視しつつ、必要に応じて適切な対応を検討してまいります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長に応じた株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つとして位置付けており、将来の事業展開や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。

しかしながら、当社は、現時点において成長過程にあり、当面は経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当することで、企業価値を向上させることが株主に対する利益還元になるものと考えており、配当を行っておりません。

なお、当社は、剰余金の期末配当については、決定機関を株主総会としております。また、会社法第454条第5項に規定する中間配当については、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,448,089	流動負債	985,275
現金及び預金	563,834	買掛金	239,299
売掛金	476,554	1年内返済予定の長期借入金	174,548
仕掛品	170,747	リース債務	33,376
原材料及び貯蔵品	209,121	未払金	71,041
前払費用	25,576	未払費用	77,579
その他	3,493	未払法人税等	116,363
貸倒引当金	△1,238	契約負債	188,910
		預り金	32,482
		賞与引当金	12,000
		その他	39,673
固定資産	232,007	固定負債	341,562
有形固定資産	164,339	長期借入金	289,057
建物(純額)	27,900	リース債務	52,434
工具、器具及び備品(純額)	4,920	その他	70
土地	55,556	負債合計	1,326,837
リース資産(純額)	75,962	(純資産の部)	
無形固定資産	33,641	株主資本	351,847
ソフトウェア	33,511	資本金	118,311
その他	129	資本剰余金	96,302
投資その他の資産	34,026	資本準備金	96,302
関係会社株式	3,000	利益剰余金	137,234
破産更生債権等	6,923	その他利益剰余金	137,234
長期前払費用	300	繰越利益剰余金	137,234
繰延税金資産	15,270	新株予約権	1,412
その他	15,456	純資産合計	353,259
貸倒引当金	△6,923	負債・純資産合計	1,680,097
資産合計	1,680,097		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,048,476
売 上 原 価		2,787,393
売 上 総 利 益		1,261,083
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		996,380
営 業 利 益		264,702
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	300	
補 助 金 収 入	11,166	
受 取 保 険 金	997	
受 取 賃 貸 料	950	
そ の 他	2,649	16,063
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,872	
上 場 関 連 費 用	9,869	
そ の 他	1,209	17,950
経 常 利 益		262,815
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	235	235
税 引 前 当 期 純 利 益		262,579
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	100,178	
法 人 税 等 調 整 額	14,916	115,094
当 期 純 利 益		147,485

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	67,090	45,081	45,081	△10,251	△10,251	101,920	1,412	103,332
当期変動額								
当期純利益				147,485	147,485	147,485		147,485
新株の発行	51,221	51,221	51,221			102,442	—	102,442
当期変動額合計	51,221	51,221	51,221	147,485	147,485	249,927	—	249,927
当期末残高	118,311	96,302	96,302	137,234	137,234	351,847	1,412	353,259

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 ……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 19年

建物附属設備 8～17年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備え、支給見込額の内当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

エレベーター等の保守業務に関しては、顧客との契約期間におけるサービス提供を通じて、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたりサービスの提供に応じて収益を認識しております。

保全・リニューアル業務に関しては、原則として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき、収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務が充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点で収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 15,270千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類を実施し、将来の利益計画に基づいて将来課税所得を見積り、当事業年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

将来の利益計画は、取締役会で承認された年度予算及び中期経営計画を基礎としております。利益計画における重要な見積りは売上高であり、売上高の見積りにおける重要な仮定は、契約(平均)単価と契約数(受注数)であります。これらの数値は、過去の経験、現在及び見込まれる経済状況並びに市場動向を考慮して算定しており、「保守契約当たり単価×契約数」、「保全工事並びにリニューアル工事の平均単価×受注数」等の計算値に基づいて予測しております。将来の不確実な市場環境や経営環境の変化等により、当該前提条件や仮定に変更が生じ、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の取崩が発生し利益金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

421,577千円

(2) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物

20,230千円

土地

55,556 //

計

75,786千円

② 担保付債務

長期借入金(1年内返済予定を含む。)

62,954千円

計

62,954千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,015,440株 |
|------|------------|
- (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 130,400株 |
|------|----------|

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,674千円
貸倒引当金	2,499 //
資産除去債務	4,953 //
未払費用	2,234 //
未払事業税	6,863 //
その他	34 //
小計	20,257千円
評価性引当額	△4,987 //
繰延税金資産合計	15,270千円
繰延税金資産の純額	15,270千円

- (2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行なわれることになりました。

これに伴い、2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、エレベーター遠隔監視装置であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の主要業務であるエレベーター等の昇降機メンテナンス事業を全国に展開するための支店出店及び設備投資に必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として預金として運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ契約も存在していません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、当社事業は日本国内において展開していることから外貨建ての営業債権は原則として存在しておらず、為替の変動リスクはありません。有価証券及び投資有価証券は、関係会社1社に対するもののみであり、その他の有価証券投資は行っておりません。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は存在しておらず、為替の変動リスクはありません。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に支店開設及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、5年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)は行っておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各支店が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務は存在しないため、為替の変動リスクには晒されていません。

一部の借入金は変動金利のため支払金利の変動リスクが存在しますが、現時点において金利変動リスクは高くないと考えており、金利スワップ等のデリバティブ取引は行っておりません。

c 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、毎月、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対する債権はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。(*2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等 貸倒引当金(*3)	6,923 △6,923		
	—	—	—
資産計	—	—	—
(1) 長期借入金	463,605	462,621	△984
(2) リース債務	85,811	88,428	2,617
負債計	549,416	551,049	1,633

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、また短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	3,000

(*3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	563,834	—	—	—
売掛金	476,554	—	—	—
合計	1,040,389	—	—	—

(注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	174,548	171,378	64,268	6,864	4,200	42,344
リース債務	33,376	22,096	15,142	11,021	4,172	—
合計	207,924	193,475	79,411	17,886	8,373	42,344

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	462,621	—	462,621
リース債務	—	88,428	—	88,428
負債計	—	551,049	—	551,049

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットで貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において、当社従業員のための福利厚生施設（社宅）として、賃貸住宅を所有しております。なお、賃貸住宅の一部については、賃貸収益を得ることを目的として使用賃貸しているため、福利厚生施設を含む全体を賃貸等不動産としております。

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末 における時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
77,567	△1,781	75,786	96,806

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 期末の時価は、建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価とみなし、土地については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
保守業務	1,783,532
保全・リニューアル業務	2,264,585
その他	358
顧客との契約から生じる収益	4,048,476
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,048,476

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

計算書類「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 売掛金	289,609	476,554
契約負債	186,407	188,910

契約負債は、主に保全・リニューアル業務における前受対価の受領により増加し、履行義務の充足により減少いたします。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	346円49銭
1株当たり当期純利益	154円33銭

(注) 当社は、2024年12月16日開催の取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき、20株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月22日

エレベーターコミュニケーションズ株式会社
取締役会 御中

清友監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 矢本博三
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井川浩典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エレベーターコミュニケーションズ株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月23日

エレベーターコミュニケーションズ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 吉 岡 雅 博 ㊟

監 査 役 上 田 健 一 ㊟

監 査 役 小 泉 始 ㊟

以 上

株主総会会場のご案内

会場

定山溪万世閣ホテルミリオーネ 2階 原生林の間

〒061-2302 北海道札幌市南区定山溪温泉東3丁目



交通のご案内

最寄駅からのアクセス方法については、
スマートフォンでQRコードを読み取りください。



UD FONT